

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300

FAX:0258-83-3632



厚生労働省より「健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定する特例の延長について」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった従業員の健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定できるようにする特例について、この度、2020年8月から12月までの間に報酬が著しく低下した方も対象となるようその期間が延長されました。

○参考資料

・本件概要チラシ

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.files/leaflet.pdf>

・手続き書類等は日本年金機構 HP よりご確認ください

日本年金機構 HP

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.html>

問い合わせ先

日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル

TEL:0570-007-123 (ナビダイヤル)

TEL:03-6837-2913

(050から始まる電話からおかけになる場合)

受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時